

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成23年  
11月22日  
(火曜日)

## 目次

告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....

公告

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....



### 山口県告示第四百四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年十一月二十二日

山口県知事 二井 関成

名 医	療 称	所 在 地	機 関	廃 止 年 月 日
谷川産婦人科クリニック		山口市矢原町七番三五号		平成三三、八、三一
山下脳神経外科クリニック		下松市望町五丁目四番七号		" " "
田中歯科医院		望町二丁目二番二五号		平成一七、一、三〇

### 山口県告示第四百四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年十一月二十二日

山口県知事 二井 関成

名 医	療 称	所 在 地	機 関	指 定 年 月 日
たにかわ産婦人科クリニック		山口市矢原町七番三五号		平成三三、九、一
山下脳神経外科クリニック		下松市望町五丁目四番七号		" " "
津本歯科		山口市緑町三番二七号		" " "
田中歯科医院		下松市望町二丁目二番二四号		平成一七、一、二六
よしはら歯科クリニック		光市上島田三丁目〇番一五号		平成三三、一〇、
かねこ薬局		宇部市上町一丁目六番一八号		" " " " "
オリーブ薬局徳地店		山口市徳地堀一六二四の七		" " " " "



### (三四一) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十一月二十二日から平成二十四年三月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十一月二十二日

山口県知事 二井 関成

一	大規模小売店舗の名称及び所在地	
名 称	(仮称)ドラッグコスモス清末店	
所在地	下関市清末千房二丁目五二の四	
二	大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	代表者の氏名
名 称	住 所	

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃  
 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃  
 四 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成二十四年七月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 一、四九二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 (一) 駐車場の収容台数  
 五一台

(二) 駐輪場の収容台数  
 六台

(三) 荷さばき施設の面積  
 二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量  
 九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻  
 株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数  
 二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日  
 平成二十三年十月三十一日

(三四三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の

平成二十三年十一月二十二日印刷  
 平成二十三年十一月二十二日発行

発行所 山口県庁  
 山口県知事

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十三年十一月二十二日から平成二十四年三月二十二日までの間、  
 山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供しま  
 す。

平成二十三年十一月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 吉南ショッピングセンター  
 所在地 山口市小郡上郷一五八〇の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 山口アートロック工業株 山口市小郡上郷一五八九 熊野 和憲  
 式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社マリン	株式会社丸喜
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	小牧 幸	株式会社丸喜
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	阿武 一彰	阿武 一彰
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	阿武 一彰	山陽小野田市大字西高泊六八〇の七
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社丸喜	長門市三隅中一九四七
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社丸喜	木谷 修

四 届出年月日

平成二十三年十一月十日

五 変更年月日

平成二十三年十月十七日